



IFRS第17号に基づく 新たな業績評価指標

IFRS第17号に基づいた業績に対する、投資家の理解を助けるために — 移行に焦点を当てて



IFRS第17号により、アナリストや投資家は、企業の業績について、新たな情報へのアクセスが可能となるだろう。適用準備段階では、主要な利害関係者に対し、IFRS第17号に基づき新たに公表される業績がどのように異なるかについて、十分に説明を行うことが重要となる。これは、IFRS第17号が適用された後、自社の業績について十分な理解を得ることに役立つだろう。



はじめに

IFRS第17号の業績評価指標(KPIs)に関する前回の記事では¹、私たちは欧洲大手保険会社20社が市場に公開した一連のKPIsを分析した。そこでは、現時点で生命保険会社により報告され、重要なKPIとなる調整後営業利益(AOP)について、将来行われる可能性のある調整も含め、IFRS第17号がこれらの指標に与える影響に対し、企業はどのように対応する必要があるかを評価した。

IFRS第17号の広範囲な変更を考慮すると、新たなIFRS第17号のKPIsを早い段階で視野に入れることで、(i) 投資家がIFRS第17号の財務諸表を初めて見る際にサプライズがないようにすること、(ii) KPIsの策定を報告プロセスの中核システムに組み込むことで運用上の便益を実現することに繋がるだろう。

本記事では、特に、IFRS第17号への移行による影響をどのように市場に公開することが最良であるかということと、移行時の残高に関する開示に焦点を当てている。さらに、IFRS第17号を適用する際、企業が実務的な課題に対応するために考慮するであろうステップを検討している。

今後の記事では、新契約と契約上のサービスマージン(CSM)に基づく開示、および株主資本利益率(ROE)と保有契約高の指標を検討する。移行はこれらの指標(特にROE)に大きな影響を与える可能性があるため、IFRS第17号に基づくKPIsに対し、全体的なアプローチと同時に移行についても併せて検討することが重要となる。

適用までのタイムライン

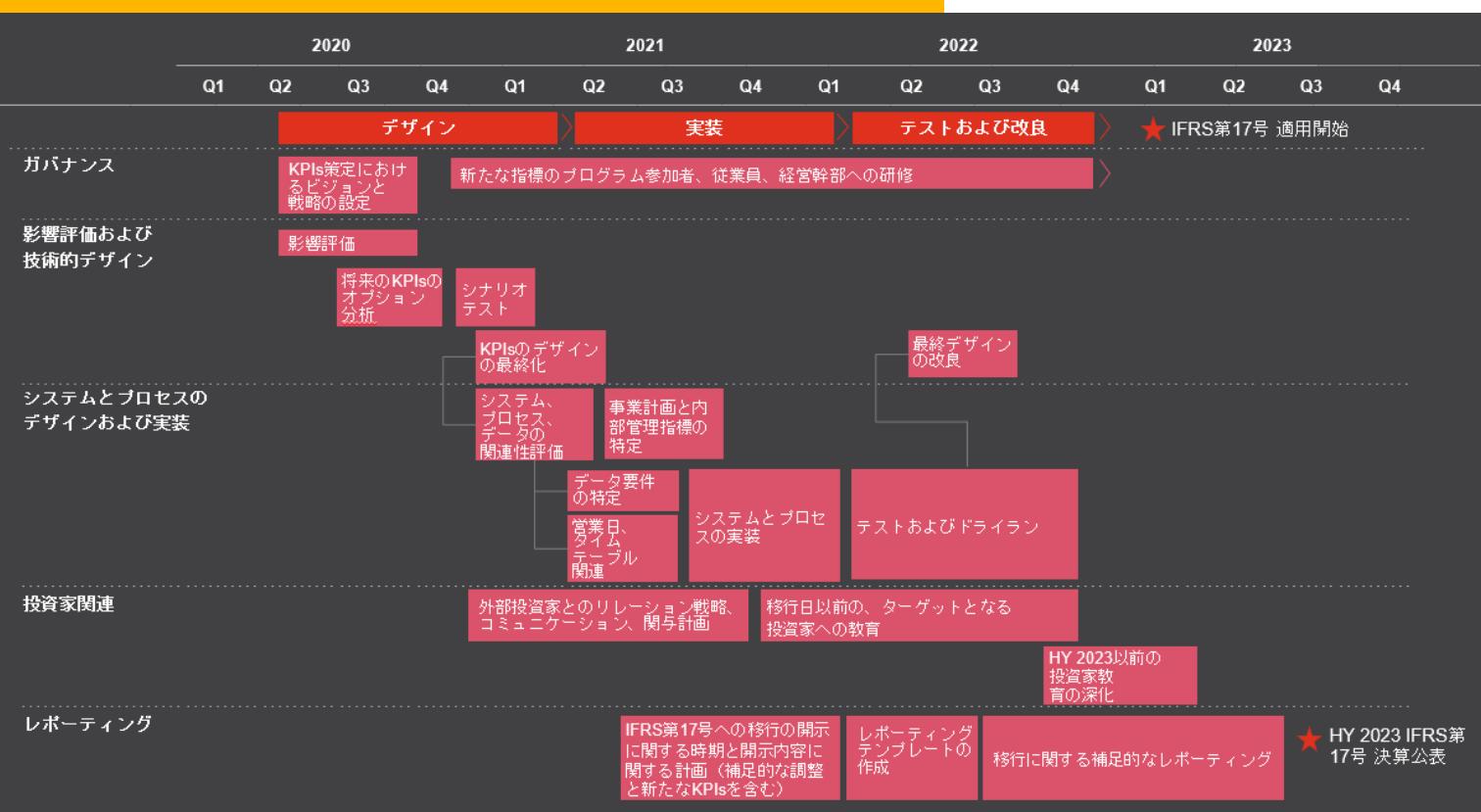
下の図は、デザイン、構築、レビューの主要な段階を含む、適用へ向けたKPIs策定のロードマップを示している。

IFRS第17号の適用日が2023年だとしても²、KPIsのオプションの調査、プロセスの構築とテスト、ドライランによるこれらのプロセスのテスト、目標の設定、さまざまな承認プロセスのための時間は限られている。

企業は、早期に計画を立てることにより、投資家やアナリストに対して、初期的な概要説明と適用日付近の詳細説明の両方が可能となるだろう。また、経営者が満足できる結果を得られない場合には、KPIsを再策定する必要が生じるため、その時間を確保することも可能となるだろう。

¹ <http://bit.ly/IFRS17KPI2>

² <https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/ifrs-17-effective-date/>



IFRS第17号の適用に関する影響の開示 （「移行の影響」）

企業の多くは、初めてIFRS第17号を適用する際、投資家に対し、これまでのKPIsからIFRS第17号に基づく新しいKPIsへの「橋渡し」となるよう、追加的な開示/情報の提供を行うだろう。例えば、生命保険会社はそのような橋渡しとなる開示として、IFRS第17号の数値と、既存のIFRS（IFRS第4号）、ソルベンシーII、MCEV、その他の指標を比較した際、AOP、ROE、新契約価値（NBV）といったKPIsがどのように変化するかについての情報も含めるだろう。

これらの主要なKPIs（AOP、ROEなど）が、IFRS第17号の下でどのように変化し、どのように市場に公開されるかを検討することは極めて重要である。ROEとAOPは、（新契約とは対照的に）保有契約ポートフォリオにより大きく左右されるが、IFRS第17号への移行により、大きな影響を受けることになる。そのため、この検討は慎重に行われるべきであり、今後の記事でさらに詳しく議論する。

「橋渡し」となる開示の一部は、IFRS第17号の適用までしか関連しない可能性がある。限られた期間の中で開示に多くの時間と労力を費やすことを避けるため、費用対効果を考慮したアプローチをとるべきである。また、年間を通じた業績や将来の予測に関する主要なメッセージが明確であるかを確認し、財務諸表利用者を混乱させないように注意を払うべきである。ただし、橋渡しとなる開示の一部については、長期にわたって関連性を持ち続けるものもあるため、それらはBAUプロセスやシステムに適切に組み込まれる必要がある。

移行時の残高に関する開示

IFRS第17号適用の影響に関する開示を設計する際、企業は移行時の残高について、どのような情報を開示するのか、またそれらが（過去および将来の）ビジネスの収益性の観点から何を示すのかを検討したいと考えるであろう。これには例えば、生命保険ビジネスにおける移行時CSMの満期分析の検討が含まれる。これにより、企業が投資家／アナリストに対して、新旧指標間での違いを説明することができ、CSMの解放が将来の株主キャッシュフローを表すと誤解されて株主価値に影響を与えるなど、新たな指標に対する解釈の誤解を避けることができる。

実務上の課題、利害関係者の同意、変更管理

変更を効果的に管理するため、現時点で計画を立てる

IFRS第17号の影響について、営業部門、ガバナンス委員会、取締役会、投資家に説明していくには時間を要するため、保険会社は今後2～3年間で、利害関係者が新会計基準で報告された結果を理解できるように、教育セッションを促進すべきである。また、新たなKPIsと既存のKPIsの調整は短期間で行われるべきであり、過去に解放された利益が、移行後のCSMの解放を通じて将来再び認識される可能性についても、考慮する必要がある。

利害関係者による早期の同意が不可欠

経営者や報酬委員会からKPIsや目標の承認を得るには一定の時間が必要であり、決定事項は長期および短期のインセンティブプランに影響を及ぼすことになる。市場の下降局面と上昇局面で全ての指標がどのように見えるのか、基盤となる事業に変化が生じた際、どのようにKPIsが示されるのかを利害関係者が理解できるよう、さまざまなシナリオを提示する必要がある。早い段階からこの道のりを利害関係者に示す保険会社は、スムーズな移行の便益を享受し、サプライズを避けることができる。もし満足できる結果が得られない場合には、KPIsを再策定する必要があり、これを再検討するための時間が追加で必要となる。

KPIsプロセスとシステムをTOMIに組み込むことを目指す

データ、システム、モデル、プロセスに新たな指標を組み込むための設計と開発には時間を要する。KPIs策定のためのターゲット・オペレーティング・モデル（TOM）は、保険会社の中核システムおよびプロセスの一部となる必要がある。またテストには、感応度テストとシナリオテストを含めるべきである。ドライランは、経営者が満足できる結果を得られない場合、KPIsとプロセスを再開発する時間を確保できるよう、事業ごとに実行する必要がある。

内部管理指標への影響分析を忘れない

外部KPIsと内部管理指標との整合性も考慮すべきである。実際、内部管理指標のために作成された、より詳細な分析を早期に確認することは、利益の主要なドライバーを識別するのに役立ち、最も重要な分野における外部KPIsに注力することができるだろう。

損害保険会社に対する検討事項

損害保険会社の大多数は、既存のKPIsとほぼ同等の指標を、今後も使用する意向を示している。この意向は、IFRS第17号が定着するにつれて変化する可能性はあるが、移行時には、保険会社は以下について考慮すべきである。

- IFRS第17号に基づく残高を使用して、同等の指標を定義する。例えば、算出方法として、以下のようなものが考えられる。
 - 割引などの導入による複雑性を考慮した、損害率
 - 意味のある事業費率
 - もはや収入保険料がIFRS第17号の概念ではないことを踏まえた、新たなボリューム指標
- 主要な変動を説明するための橋渡しとなる開示を作成する。例えば、規制上の安全性を考慮したマージンの除去、リスク調整のさらなる影響など
- 金利など、現在の残高がさらされている変数に対する主要な感応度の開示

保険料配分アプローチ(PAA)による測定モデルは、現行のIFRS第4号のアプローチと類似しており、その財務諸表の利用者にとっては、比較的容易に理解できるものだろう。しかし、一般計測モデル(GMM)による新しい概念については、GMMを全面的または部分的に使用する損害保険会社が、利害関係者への説明のために、橋渡しとなる詳細な開示またはその他の情報が必要かどうかを検討する必要があることを意味している。

再保険契約に関する検討事項

IFRS第17号では、再保険によるカバーを、基礎となる元受とは別個に測定することが求められている。会計単位、割引率、カバー単位、その他の要因による差異に起因して、基礎となる元受と再保険との間で金額に差異が生じることになる。加えて、損失回収要素に関するルールによって、元受の損失要素に対して再保険が提供する相殺効果のレベルは、直接的な影響を受けることになる。従って、保険会社は異なる再保険の測定要件を考慮して、KPIsの策定、または追加の補足的な開示を検討することになるだろう。このことは、IFRS第17号適用後、再保険が提供する相殺のレベルに大きな変化を生じさせる可能性があるため、特に、移行時の残高に当てはまる。

測定モデルに関する検討事項

IFRS第17号の下では、変動手数料アプローチ(VFA)の使用や有配当ビジネスなどにより、その他にも測定上の差異が生じることになる。このような不一致がKPIsに与える影響や、それらが調整されているかどうかについても検討する必要があり、移行時の残高に大きな影響がある場合には、補足的な開示を検討すべきである。

結論:IFRS第17号の影響に関する最大限のアドバンテージを得られるよう、その移行期間を利用する。

今こそ、開示を利用してビジネスのパフォーマンスをどのように市場に伝達するかを検討する時である。その際、保険会社は以下に留意する必要がある。

- 移行時の残高は、ROEなどの一部の主要なKPIsに大きな影響を与えるため、これらのKPIsに対する将来の変化をどのように定義し、公開していくか、慎重な検討が必要となる。
- 新たなKPIsに対する利害関係者の同意を得ることは、スムーズな移行を確実にし、予期せぬサプライズを避けるためには不可欠である。
- 開示は、投資家が新旧の指標の違いを理解するために利用されるべきであり、これにより株主価値への有益な影響を最大化することが可能となる。
- 必要なデータ、システム、モデル、プロセスの変更を行い、新たなKPIsに対する適切な利害関係者の同意を得るには一定の期間を要するため、保険会社は今すぐにこれらを検討すべきである。

保険会社によるIFRS第17号のKPIs策定に対して、PwCが提供する支援

- 現在までに、私たちは世界で140を超えるIFRS第17号の導入プロジェクトを完了／提供しています。私たちは、現在の報告プロセスと、その要件がIFRS第17号によりどのように変化するかについて、深く理解しています。私たちは、ビジネスの基本的なパフォーマンスが十分に把握できるように、IFRS第17号により提供されるストーリーの最適化に焦点を当てています。
- 私たちは、業界団体、専門委員会、ロビー団体において重要な役割とポジションを担っています。これにより、先行企業、投資家、アナリストによる開示の実務や要件に対して、他社よりも優位にアクセスすることができます。
- 私たちは、IFRS第17号の要件に的確に焦点を当てるため、IFRS第17号に関するテクニカル・規制の特定領域の専門家(SME)を擁しています。また、クライアントのプログラムにおける他の領域に関するPwCの専門家(保険数値、テクノロジー、運用モデル、データ技術者など)は、求められる報告とKPIsのアウトプットを支えるデータやプロセス要件に対し、より広範なビジネスへの影響についてアドバイスすることができます。

Contacts

UK

**Alex Bertolotti**

Partner, Global & UK IFRS 17 Lead
M: +44 (0)7525 299263
E: alex.bertolotti@pwc.com

**Nan Paramanathan**

Partner
M: +44 (0)7740 241274
E: nanthini.paramanathan@pwc.com

**Anthony Coughlan**

Partner
M: +44 (0)7764 902751
E: anthony.coughlan@pwc.com

**Danielle Atherton**

Partner
M: +44 (0)2072 132034
E: danielle.l.atherton@pwc.com

**Andrea Pryde**

Director
M: +44 (0)7903 861630
E: andrea.pryde@uk.pwc.com

**Jignesh Mistry**

Associate Director
M: +44 (0)7803 858526
E: jignesh.mistry@pwc.com

EMEA

**James Norman**

Partner
M: +41 (0)5879 22613
E: james.x.norman@pwc.ch

**Frank den Bieman**

Director
M: +31 (0)8879 26387
E: frank.den.bieman@pwc.com

**Mario Möbus**

Director
M: +49 (0)171 7693544
E: mario.x.moebus@pwc.com

Asia

**Marcus von Engle**

Partner
M: +1 (0)805 305 8646
E: marcus.von.engel@pwc.com

**Antonie Jagga**

Partner
M: +65 (0)9178 2608
E: antonie.jagga@pwc.com

www.pwc.co.uk

日本のお問い合わせ先

小玉 聰

パートナー

PwCあらた有限責任監査法人
保険アシュアランス部
PwC Japanグループ IFRS第17号「保険契約」リーダー¹
satoshi.kodama@pwc.com

古賀 弘之

パートナー

PwCコンサルティング合同会社
金融サービス事業部 保険インダストリーリーダー²
hiroyuki.h.koga@pwc.com

宇塚 公一

パートナー

PwCあらた有限責任監査法人
保険アシュアランス部
PwC Japanグループ 保険インダストリーリーダー¹
koichi.u.uzuka@pwc.com

チャイミンウェイ

パートナー

PwCコンサルティング合同会社
金融サービス事業部
mingwei.m.chai@pwc.com

武田 泰史郎

ディレクター

PwCあらた有限責任監査法人
保険アシュアランス部 アクチュアリーグループ
taishiro.takeda@pwc.com